

商工会たより

成田市東商工会
令和4年6月号
☎ 0476-73-2205
Fax 49-3004

令和4年度 通常総会について

本年度の通常総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、5月24日(火)午後3時より大栄公民館にて開催されました。

会員210名(内、委任状168名)出席のもと下記議案が承認・決定されました。詳細は総会資料をご覧ください。



- (1) 令和3年度事業報告書並びに収支決算関係書類承認の件
- (2) 令和4年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)決定の件
- (3) 令和4年度運営資金借入最高限度額等(案)決定の件
- (4) 運営規約一部改正の件

商売繁盛窓口及びコロナ感染症対策等 経営相談窓口を開設(要予約)

例年開催の商売繁盛窓口に加え、コロナ感染症対策・持続化補助金の活用のための経営相談窓口を令和5年2月まで開設いたします。中小企業診断士等の、専門家の相談が受けられます。

(相談料は無料・相談日は月によって変更になる場合があります)

開設日 **毎月 第1・3の月曜日**
第2・3・4の木曜日

開設時間 **10:00～17:00**
(除く 12:00～13:00) (原則)

会費の集金について

商工会費の集金については、年2回の集金が原則でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、年に1回での集金をお願いすることがありますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

また、この機会に、現金での集金から、口座振替への変更手続きを併せてお願いいたします。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

[中退共](#) [検索](#)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

成田市の補助制度「中小企業退職金共済掛金補助金」があります

青年部

令和4年6月7日に
県北部ブロック商工会
主張発表大会が2年ぶり
に行われました。



結果は惜しくも努力賞でしたが、青年部活動について熱く語ってもらいました。

青年部員募集中です！詳細は商工会まで

女性部 「優秀賞」受賞！！

令和4年5月11日に千葉県商工会女性部 主張発表大会 が開催されました。

当会からは、富澤孝子さんが出場し

「今、私達ができる事」と題し
花の寄植え活動事業を発表され
見事「優秀賞」を受賞されまし
た。おめでとうございます！



雇用保険料率に変更になります（詳細は厚生労働省HPをご覧ください）

○令和4年4月1日～9月30日（太字は変更部分）

	①労働者負担	②事業主負担	①+②料率
一般の事業 (変更前)	3/1000 (3/1000)	6.5 /1000 (6/1000)	9.5 /1000 (9/1000)
農林水産等 (変更前)	4/1000 (4/1000)	7.5 /1000 (7/1000)	11.5 /1000 (11/1000)
建設の事業 (変更前)	4/1000 (4/1000)	8.5 /1000 (8/1000)	12.5 /1000 (12/1000)

◎令和4年10月1日～令和5年3月31日

	①労働者負担	②事業主負担	①+②料率
一般の事業	5 /1000	8.5 /1000	13.5 /1000
農林水産等	6 /1000	9.5 /1000	15.5 /1000
建設の事業	6 /1000	10.5 /1000	16.5 /1000

○令和4年4月から
事業主負担の保険料
率に変更になります

◎令和4年10月か
ら労働者負担・事業
主負担の保険料率が
変更になります

※9月のお給料を
10月に支払う場合
は、9月の料率が
適用されます

免税事業者（課税売上高1000万円以下）のインボイス制度

疑問：インボイスの登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上げ先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 課税事業者であっても、簡易課税制度を選択している売上げ先は、インボイスが不要です
- 一般の消費者、免税事業者である売上げ先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ◇登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- ◇登録を受けない場合は、インボイスが交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上げ先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
- ◇必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

